

## 住宅に係る技術的審査の料金

(税抜金額)

審査条件		料金(円)
一戸建ての住宅	単独審査	30,000
	併願審査 (住宅性能評価)	10,000
共同住宅	単独審査 住戸の審査	基本料金+戸あたり料金×審査対象住戸数 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000
	単独審査 建築物全体の審査	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000 ・共用部料金 100,000
	併願審査 (住宅性能評価)	上記の一般審査料金の2分の1の額とする

- ※1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は、一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 併願審査とは、原則、同一の申請であるものを対象とする。
- ※5 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ただし、対象となる建築物に係る直前の技術的審査を他機関で行っている場合は、新たに技術的審査の依頼を受けたものとして、第19条を適用する。